

児童・生徒結核定期健康診断及び学校職員定期健康診断業務委託仕様書

この仕様書は、市川市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 件 名 児童・生徒結核定期健康診断及び学校職員定期健康診断業務委託
- 2 業務目的 本業務は、学校保健安全法第13条第1項及び第15条第1項、学校保健安全法施行規則第6条第1項及び第13条第1項の規定に基づき、結核定期健康診断を実施することで、疾病の予防・早期発見及び早期治療に役立てるとともに、学校職員及び児童・生徒の健康の保持増進を図ること、及び学校保健安全法に基づき、学校職員に対し定期健康診断を実施することにより、職員の健康を確保することを目的とする。
- 3 委託場所 市川市南八幡2丁目20番2号 市川市教育委員会保健体育課
- 4 委託期間 令和8年3月1日～令和9年1月30日
- 5 業務内容
- <児童・生徒結核定期健康診断>
- (1) 対象者（約200名）
- ア 市川市立特別支援学校の高等部1年生
 - イ 市川市立小・中学校、義務教育学校、特別支援学校（小等部・中等部）のうち以下の者
 - ・結核対策委員会で必要と認められた者
 - ・学校医またはその他の医師が必要と認める者
- (2) 実施方法
- 委託者が提示した受診者名簿に基づき、委託者が指定した会場にて検診車により胸部エックス線撮影を行う。なお、受診者名簿については契約締結後、受託者に提示する。（提示した名簿は業務終了時に破棄すること）
- (3) 業務従事者の配置
- ア 診療放射線技師の資格を有する者を1名以上配置するものとする。
- ※医療機関等にて診療放射線技師業務に1年以上従事した経験を有する者が望ましい
- イ 児童・生徒等の誘導、受付等の業務が適切かつ効率的に行える人員を配置するものとする。
- (4) 胸部エックス線撮影の診断
- 医師の資格を有し、医療機関等にて胸部エックス線撮影の読影判定に1年以上従事した経験を有する者が行うこと。なお、個人情報の取り扱いも含め、書類上に間違い、取り違い等には十分注意すること。
- (5) 資料作成
- 8 提出書類及び報告書「報告書（成果品）」に基づき、①～⑤を作成すること。（③呼吸器疾患（精密・管理）検診連絡票については対象者がいない場合は作成不要とする）
- また、胸部エックス線撮影結果を元に結核対策委員会等で「要精検」と診断された者に対し委託者から依頼があったときは、指定された資料を作成するものとする。
- この場合の手数料は一人分の撮影単価と同額とする。
- (6) その他
- 交通規制及び車道幅等の確認は事前に受託者が行うものとする。

<学校職員定期健康診断>

- (1) 対象者（約1,200人）
- ア 市川市立小学校・中学校、義務教育学校、特別支援学校に令和7年5月1日現在で週29時間以上勤務する学校職員（ただし、人間ドック受診予定職員及び市費任用職員は除く）
 - イ 胸部エックス線撮影については、市川市立小学校・中学校、義務教育学校、特別支援学校に令和7年5月1日現在で勤務する全ての学校職員（ただし、人間ドック受診予定職員及び市長部局で実施する職員健診を受診予定の職員は除く）

(2) 検査項目

- ①身長・体重測定
※B M I を算出すること
- ②腹囲測定
- ③血圧測定
- ④血液検査
 - 貧血検査 血色素量、赤血球数
 - 血液生化学検査 GOT (AST)、GPT (ALT)、 γ -GTP、LDL コレステロール、HDL コレステロール、中性脂肪 (TG)
 - 糖尿病検査 FBS (空腹時血糖)
- ⑤心電図検査
 - 必ず 2ヶ所設置し、標準 12 誘導法により測定
- ⑥問診及び内科検診 (喫煙歴及び服薬歴含む)
- ⑦胃部 X 線検査 (間接撮影およびデジタル撮影)
 - ア 検診車を 1 台以上配置し、撮影すること
 - イ 医師が読影して判定 (所見) を記入すること
- ⑧尿検査【糖・蛋白・潜血】(※採尿容器は受託者が用意する)
 - 尿の採取容器は、健康診断受診票と併せて委託者へ送付し、健康診断当日に回収すること。
- ⑨視力検査
- ⑩聴力検査
 - 問診時に実施
- ⑪聴力検査
 - オージオメータを使用し実施
- ⑫胸部エックス線撮影
- ⑬特定保健指導用問診調査
 - 実施日前に委託者へ問診票を送付し、健康診断当日に回収すること

(3) 健康診断受診票の作成

委託者が提供した電子データにより、受診者ごとに学校名、氏名、生年月日、年齢、性別を表示した受診票（任意様式）を作成し、学校ごとにまとめたものを委託者へ送付するものとする。

(4) 実施予定者数・対象年齢

検査項目による対象年齢の年齢基準日は令和 7 年 4 月 1 日現在の年齢とする。

検査項目	実施予定者数	対象年齢
①身長・体重測定	1,200 人	全年齢
②腹囲測定	1,200 人	全年齢
③血圧測定	1,200 人	全年齢
④血液検査	1,200 人	全年齢
⑤心電図検査	400 人	35 歳及び 39 歳以上
⑥問診及び内科検診	1,200 人	全年齢
⑦胃部 X 線検査	200 人	40 歳以上
⑧尿検査	1,200 人	全年齢
⑨視力検査	1,200 人	全年齢
⑩聴力検査（問診）	800 人	35 歳を除く 40 歳未満
⑪聴力検査（オージオメータ）	400 人	35 歳及び 40 歳以上
⑫胸部エックス線撮影	1,300 人	全年齢

(5) 健康診断実施体制

資格を必要とする検査については、医師、臨床検査技師、診療放射線技師などの資格保有者が行うものとし、正確かつ速やかな運営が行えるよう適正な医師、看護師、その他従事者を配置するものとする。

(6) 実施場所

実施場所は委託者・受託者において別途調整するものとする。

(7) その他

- ・診断会場の設営・受付等の作業は受託者が行うこと。会場設営における机及び椅子は委託者が用意するが、それ以外の必要な資器材については受託者が用意するものとする。
- ・特定保健指導用問診調査は実施日前に委託者へ問診票を送付し、健康診断当日に回収する。

6 添付資料

別紙1 完了届

7 業務実施日及び業務時間

(1) 業務実施日

業務実施日は委託者・受託者において別途調整するものとする。

(2) 業務時間

午前8時30分から16時00分までとする。

8 提出書類及び報告書

(1) 提出書類

受託者は、業務の実施にあたり、業務開始前に次に示す書類を1部委託者に提出するものとする。

①業務責任者通知書

②実施体制・工程、業務従事者名、業務内容等を記載した業務予定表

③業務従事者の名簿及び当該業務に必要な資格の写し（診療放射線技師免許証等）

④検査分析の外注先の登録証明書の写し

(2) 報告書

次の掲げる報告書等を、委託期間満了日までに委託者へ提出するものとする。

なお、⑦、⑧についてはMicrosoft Excel等の電子データで提出すること

①業務日報（業務時間、業務従事者名、業務内容（実績数等）、業務場所、使用機械器具等を記入）

②胸部エックス線撮影施行（名簿）報告書

③呼吸器疾患（精密・管理）検診連絡票・・・精密検査対象者（教職員のみ）

④胸部エックス線撮影結果報告書（教職員のみ個人票も作成）

⑤胸部エックス線撮影データ（児童・生徒の撮影データは教職員と別に作成する）

⑥健康診断個人宛結果表

⑦学校ごとにまとめた個人宛結果表のコピー

⑧各検査項目結果一覧

⑨各学校の受診者の総合判定をまとめた報告書

※健診結果の判定および指示事項は受託者の検査機関所定の基準で良いものとする

⑩各検査項目の受診者数をまとめた票

9 業務上の留意事項

(1) 受診者のプライバシーに配慮した会場設営及び運営を行うこと。

(2) 不要な身体接触など、受診者に不快感・不安感を与える怖れのある行為をしないこと。

10 その他

(1) 委託者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。

(2) 受託者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに委託者その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。

(3) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。

(4) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。